

12月10日の本会議において、総務常任委員会に付託を受けました議案第107号、議案第110号、議案第112号、議案第120号から議案第137号までの21議案について、12月14日に開催した委員会の審査経過及び結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第107号地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑はありませんでした。

議案第110号湖南省国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、関係する対象人数と変動する予算はとの質疑に対して、今回の条例改正は、国民健康保険税の軽減措置に、不利益や影響がでないように軽減判定基準の見直しを行うものであり、特に税収も変わらないため人数の把握や予算措置は考えていませんとの答弁でした。また、この条例改正の対象者はとの質疑に対して、軽減判定基準に該当している方のみですとの答弁でした。

議案第112号湖南省地域総合センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第120号指定管理者の指定について及び議案第121号指定管理者の指定についての質疑はありませんでした。

議案第122号指定管理者の指定について、湖南省石部南まちづくりセンター及び湖南省石部南運動場の指定管理期間の決め方はとの質疑に対して、石部南まちづくりセンターの指定管理は、他のまちづくりセンターに先行して、モデル的に指定管理をお願いし、その2年後に他のまちづくりセンターの指定管理を行いました。そのタイムラグを調整するために他のまちづくりセンターよりも2年長くなっているとの答弁でした。

議案第123号指定管理者の指定について及び議案第124号指定管理者の指定についての質疑はありませんでした。

議案第125号から議案第132号指定管理者の指定については、すべて学童保育所に係る議案になるため、一括にて質疑を行いました。保護者の運営や事務的負担についての質疑に対して、聞き取りを実施したところ、事務的負担の軽減のために社会保険労務士へ委託をしたり、銀行のシステムの利用や事務員を雇用するなど工夫しており、大きな負担はないと把握している。運営に関しては、法人や運営委員会等保護者以外の方が代表になっている場合もあり、保護者負担

は改善されているとの答弁でした。

議案第133号議決事項の変更について、期間延長にした理由と、公募しなかった根拠はとの質疑に対して、基本的には更新ではなく再公募するのが原則であるが、50社程度の事業者に声をかけて調査したところ、コロナ禍で経済回復の先行きが不透明すぎると厳しい反応であった。そのため、公募は厳しいと判断し、期間延長に至ったとの答弁でした。

議案第134号議決事項の変更について及び議案第135号議決事項の変更については特段の質疑はありませんでした。

議案第136号旧慣使用权の廃止について、柑子袋区が村中名義として管理していたため池の現実の実態についての質疑に対して、現状は、ほ場整備の区域と隣接しており、埋め立てられて雑種地となっているが、地目自体はため池で過去に農家の方々が利用していたと確認できたため、旧慣使用权があると判断し、今回手続きをした。また、このような雑種地を売却する場合、入札の手続きは取らなくてよいのかとの質疑に対して、一般競争入札する場合、不動産鑑定を入れて土地の適正な価格を出すのが、今回の場合は地元区内での話し合いの結果、要望がありました隣接地権者に有償譲渡することとしましたとの答弁でした。

議案第137号字の区域および名称の変更についての質疑はありませんでした。

以上が質疑の概要であります。その後、討論はなく、採決の結果、議案第107号、議案第110号、議案第112号及び議案第120号から議案第137号までの18議案、以上21議案について、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。